

北海道告示第11362号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、次の地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 計画地区及び縦覧場所

計 画 地 区 名	縦 覧 場 所
オ ホ ー ツ ク 海	北海道オホーツク総合振興局産業振興部水産課 （郵便番号 093-8585 網走市北7条3丁目 電話番号 0152-41-0655）
	北海道宗谷総合振興局産業振興部水産課 （郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2-27 電話番号 0162-33-2944）

2 縦覧図書

特定漁港漁場整備事業計画書

3 縦覧期間

令和7年8月19日から同年9月5日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 縦覧時間

午前9時 から 午後5時 まで

5 計画（案）に関する意見

該当なし